

【10. 入札参加資格】

令和4・5年度大淀町入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)において、資格業種「土木関係建設コンサルタント業務(下水道)」に登録のある者のうち、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

① 奈良県内に本店又は代理権限をもつ営業所等を有する者であること。

② 建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条の規定による建設コンサルタント登録を「下水道部門」において受けていること。

(2) この業務を行う期間中、次に掲げる技術者(以下、配置予定技術者といいます。)を配置できること。

なお、配置予定技術者については、ア)とイ)は兼務不可とします。

ア) 管理技術者

1) 次の i 又は ii に該当すること。

i) 技術士【総合技術監理部門】(上下水道部門、選択科目:下水道)の資格を有する者。

ii) 技術士【上下水道部門】(選択科目:下水道)の資格を有する者。

2) 過去10年以内に奈良県内の同種業務(下水道における全体計画又は事業計画に係る作成、変更若しくは更新業務とする。)を元請として履行し、完成・引渡が完了した業務において管理技術者としての実績を有する者。

(注)ここでいう過去10年間とは、平成25年4月1日から本業務の公告日までとします。

3) 本業務の競争入札参加表明書提出日の3ヶ月以上前から、入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあること。(代表者可)

イ) 照査技術者

1) 次の i 又は ii に該当すること。

i) 技術士【総合技術監理部門】(上下水道部門、選択科目:下水道)の資格を有する者。

ii) 技術士【上下水道部門】(選択科目:下水道)の資格を有する者。

2) 本業務の競争入札参加表明書提出日の3ヶ月以上前から、入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあること。(代表者可)